

平成 25 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 シンワアートオークション株式会社  
代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎  
(JASDAQ・コード2437)  
問合せ先 経理部長 益戸 佳治  
電話番号 03-3520-0066 (代表)  
[\(http://www.shinwa-art.com/\)](http://www.shinwa-art.com/)

第三者割当により発行される第7回新株予約権の発行及び  
コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 30 日開催の当社取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 25 年 6 月 17 日
(2) 新株予約権の総数	200 個
(3) 発 行 価 額	総額 2,980,000 円（新株予約権 1 個につき 14,900 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	10,000 株（新株予約権 1 個につき 50 株）
(5) 資 金 調 達 の 額	655,480,000 円（差引手取概算額：644,430,000 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：2,980,000 円 新株予約権行使による調達額：652,500,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（発行価額）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行 使 価 額	1 株当たり 65,250 円（固定）
(7) 募集又は割当て方法 （割当予定先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・金融商品取引所における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 130%（84,825 円）を超過した場合、当社は、当該日の出来高の

	<p>15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150% (97,875円) を超過した場合、当社は、当該日の出来高の20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</li> </ul> <p>上記行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。なお、本行使指示の株数は、マイルストーン社が当社代表取締役社長である倉田陽一郎及び当社の大株主である株式会社アセットマネジメントと締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内（最大4,168株）としております。</p> <p>③ 行使条件</p> <p>本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成25年5月30日）時点における当社発行済株式総数（59,069株）の10%（5,907株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>④ 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができます。当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>⑤ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>⑥ その他</p> <p>前号各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	--

（注）本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### 【本新株予約権の発行の目的及び理由】

これまで当社は、24年にわたり日本国内におけるオークション市場の拡大を目指してまいりました。しかしながら、現在の当社を取り巻く事業環境は、長期間にわたるデフレ、国内経済の停滞により、悪化の一途を辿っております。特に近年、オークションへの出品が急速に低迷しており、その影響は高額品ばかりか低価格帯にまで及んでおります。

今般の政権交代によるインフレ目標政策は、中期的には当社にとって大変有利に働くものと期待を寄せております。しかしながら、日本経済がインフレに完全に転換するまでは、日本の高額品取引市場の成長には限界があると判断するにいたっております。このまま美術品取引市場が縮小してまいりますと、世界の中で、日本市場は大きく立ち後れる状況になるばかりでなく、日本の美術そのものが歴史から消

えてしまうのではないかという強い危機感をもっております。

関係者の奮闘にもかかわらず、美術品の取引価格は低迷しております。美術品の経済的尺度と芸術的価値は直接リンクはしていないものの、経済的尺度は決して無視できるものではありません。日本の美術品の経済的価値を支え、更にその向上を市場に発信できるのは当社しかないものと自負し、当社はこれまでに培ってきた人材、経営資源、経験、データのすべてを活かし、責任をもって日本の近代美術を価値付けしていくことを主たる目的として、この度、今後5カ年にわたる中期経営計画を策定し、平成25年1月21日の当社株主及び機関投資家向け説明会で公表いたしました。

その中で、「日本近代美術再生プロジェクト」と題し、日本の近代美術の再評価と価値付けを今まで以上に積極的に行っていくことを謳っておりますが、そのためには、当社がマーケットメーカーとして機能し、日本に大規模で安定的な美術市場のプラットフォームを構築する必要があります。具体的には、まず長期間にわたる国内経済の停滞によって、ピーク時の20分の1以下にまで縮小してしまった美術品取引市場を再び成長軌道に乗せる事が重要です。市場においては、高額作品の取引価格が再び上昇する事で、市場全体の相場を押し上げる効果があり、さらに市場参加者が増えるという好循環が生まれるものと思います。平成25年2月発売の美術雑誌「月刊美術3月号」（発売＝株実業の日本社）集計による平成24年1年間のオークション落札実績で、国内主要オークション8社中、当社は10,000千円以上落札数で28.7%、20,000千円以上落札数では41.4%を占め、国内において高額で質の高い作品を主力とするオークション会社として当社は美術品取引業界に認知されており、当社のオークションにおける実績が相場形成に極めて大きな影響を与えると考えます。即ち、当社が安定的な実績を上げることで市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事が可能となります。この目標達成のためにも、当社のオークション事業そのものの収益力を強化し、圧倒的な資金力をもって日本近代美術市場を下支えしていくことが必要ですが、未だ外的要因に大きく左右されるオークション事業からの収益のみに頼ることは困難な状況であります。

従いまして、当社が今まで全く手掛けてこなかった外的要因の影響を比較的受けにくい、新しい事業により継続企業としての安定的な収益源を確保することは、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの共通の利益になるものと判断いたしました。当社は、今後の5カ年を第二の創業期と位置付け、上場企業としてのブランドを活かし、新しい事業分野への進出、様々な事業主体との提携、あらゆる方法を駆使しての積極的な資金調達を含めた成長戦略に転換し、事業の成長と収益の向上による企業価値の増大を目指してまいります。また、中期経営計画を実行していくにあたり、特に収益に直結しやすい事業を先行して手掛けていくことで、将来にわたる収益の源泉を確保することにより、中期的な財務上の課題の具体的解決を図ることを最優先に考えております。

この取組みを実行する資金を調達する手段として、当社は、本日（平成25年5月30日）開催の当社取締役会において、本新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

当社は、中期経営計画の中で、当社の富裕層ネットワークを最大限駆使することができる分野での事業を検討しております。その中でも特に、短期的に安定的な収益を得られる事業という視点から各事業分野における想定する事業モデルを検討した結果、付加価値不動産事業及び医療分野（ホスピタルネットワーク）の市場ニーズが他の事業分野に比べて高いことから、この2分野にかかわる事業を開始し、必要資金を投入したいと考えております。これらの事業を他の分野の事業に先行させ、また中期経営計画を確実に実現していくことにより、第25期以降の収益確保の実効性を高め、中期的には次の事業への資金獲得につながるものと考えております。また、当社の主たる事業であるオークション事業においては、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を戦略的在庫商品として積極的に確保し、取引を通じて当社が日本の近代美術の再評価と価値付けに時間をかけて取り組んでいくことで、日本の美術品の経済的価値を支え、更にその向上を通じて当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

具体的には、調達される資金を①当社の子会社であるエーペック株式会社（以下、「エーペック」といいます。）による高付加価値の不動産関連事業となる再生可能エネルギー関連事業資金②当社の子会社であるシンワメディカル株式会社（以下、「シンワメディカル」といいます。）による医療機関向け支援事業資金③当社における日本の近代美術の再評価と価値の安定化のための戦略的在庫商品確保のための資

金に充当して、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図ることを企図しており、今回の資金調達には既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

#### 【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

##### (1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率及び利益率の低下を招くとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資は、調達に要する時間及びコストが第三者割当による株式及び新株予約権の発行より多くかかること、また、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

また、第三者割当による新株式の発行につきましても、当社の経営環境・事業方針及び資金調達目的に関し理解をいただいている方々を中心に検討を行いました。直近での急激な当社株価の上昇傾向により、一定規模での引受の了承を得られる先を見出すことは困難であると判断いたしました。

当社といたしましては、前述いたしましたように、早期の業績の拡大を図るため事業の多角化及び強化を目指しており、そのためには一定規模の資金調達が必要であるため、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

##### (2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点は、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③株式流動性の向上に寄与するために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、④環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出した場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

###### ① 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われたい意向である旨の表明を受けております。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成25年5月30日）時点における当社発行済株式総数（59,069株）の10%（5,907株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

###### ② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式数は、当社発行済株式総数の16.93%（10,000株）であり、割

当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

### ③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により払込金額（発行価額）と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の半数を上限として、当社が割当予定先に対し、一定の条件のもと他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

### ④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

本新株予約権が行使されることで調達する資金を上記の【本新株予約権の発行の目的及び理由】記載の通り活用することで事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築の動きを確実に行うことで永続企業としての礎を築き、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。

## 【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

### (1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額及び対象株式数の双方を固定しており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、既存株主の皆様の株主価値の希薄化につきましては限定的なスキームとなっております。発行当初から行使価額は65,250円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から10,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

### (2) 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10取引日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の金融商品取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数

となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の金融商品取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は直近7取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社が当社代表取締役社長である倉田陽一郎及び当社の大株主である株式会社アセットマネジメントと締結した株式貸借契約に基づき保有している株式の数の範囲内（最大4,168株）とすることとしております。

### （3）行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成25年5月30日）時点における当社発行済株式総数（59,069株）の10%（5,907株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することが可能となります。

### （4）取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

### （5）譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記（2）記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

## 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

### （1）調達する資金の額

調達する資金の総額	655,480,000円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	2,980,000円
（新株予約権の行使による調達額）	652,500,000円
発行諸費用の概算額	11,050,000円
差引手取概算額	644,430,000円

（注）1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用1,500,000円（弁護士法人漆間総合法律事務所 東京都千代田区丸の内2-4-1）、新株予約権評価関連費用3,000,000円及び発行サポート関連費用2,000,000円（株式会社プルータス・コンサルティング 東京都港区赤坂2-17-22 代表取締役 野口 真人）、登記関連費用3,000,000円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）1,550,000円となります。直接金融による資金調達にあたっては、当該費用の支出は必然であることから、当該費用の支出は合理的なものと判断しております。

なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。

3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
エーペックによる再生可能エネルギー関連事業 第一プロジェクト ① 第一期及び第二期工事敷設費用 : 150 百万円 第二プロジェクト準備資金 : 40 百万円 運転資金 : 10 百万円	200	平成 25 年 7 月～12 月
シンワメディカルによる医療機関向け支援事業 ② 医療機関向けファクタリング : 200 百万円 医療機関向け緊急財務支援 : 50 百万円	250	平成 25 年 7 月～12 月
③ 戦略的在庫商品確保のための資金	194	平成 25 年 7 月～ 平成 26 年 5 月

調達資金約 644 百万円は、主として以下の新規事業の推進及び経営基盤強化のための事業資金の一部に充当する予定であります。

① エーペックによる再生可能エネルギー関連事業のための投資：200 百万円

当社は、平成 25 年 1 月 21 日の当社株主及び機関投資家向け説明会で公表したとおり、事業環境の変化に対応するため、新規事業を含む今後 5 年にわたる中期経営計画を策定しており、平成 25 年 4 月 18 日付「エーペック株式会社の株式の取得（子会社化）及び新規事業の開始に関するお知らせ」に記載のとおり、中期経営計画の一環として、新しい分野である再生可能エネルギー関連事業への進出を選定いたしました。他方で、海外の大手オークション会社では不動産専門の部門があり、多くの高額不動産物件を取り扱うことで収益を上げていることから、当社は、中期経営計画策定にあたって、当社の不動産関連事業への進出の可能性に関し独自のリサーチを行ったところ、当社の顧客層において単なる不動産物件の取り扱いではなく、付加価値の高い不動産事業に対する投資意欲が非常に高いことが判明しました。そこで、当社は、既に進出を選定した付加価値の高い再生可能エネルギー関連事業とこれらの付加価値の高い不動産事業に対する投資意欲とを結び付けることにより収益性を確保すべくその実行策を模索している中、当時のエーペック代表取締役である高橋隆敏氏から当社の事業構想に賛同を得ることができました。エーペックは、高橋隆敏氏より平成 24 年 9 月 19 日に設立された、再生可能エネルギー関連事業を主な事業目的とする株式会社であります。高橋隆敏氏は、発電管理システム等の特許を取得する目的でエーペックを設立しており、現在、発電管理システム等をはじめとする数件の特許を申請中です。その後の同氏との打ち合わせを重ねる中で、子会社設立による新規事業の開始よりも、設立間もない時点からすでに再生可能エネルギー関連事業を行っており、関連する特許技術の申請を行なっているエーペックを取得する方が当社の収益に早期に寄与できると考えた結果、平成 25 年 4 月 18 日開催の当社取締役会決議により、当社は同日付でエーペックの全株式を取得し、当社の完全子会社といたしました。（高橋隆敏氏は、現在エーペックの監査役であります。）

現在、エーペックは、ソーラー発電施設の分譲販売及び電力会社への売電事業の開始を計画しておりますが、そのための用地を早急に確保し、ソーラー発電施設を短期間で敷設することにより競争力を高めることが出来ると考えております。エーペックは富裕層向けの小型発電施設の開発・分譲を進める計画であります。まず第一プロジェクトとして 7,000 坪程度の土地を取得し、その一面に第一期及び第二期工事として 50 キロワット級の小型発電施設を 10 ユニット（最終的には 35 ユニット）敷設する計画です。これら用地取得費用及び第一期及び第二期工事 10 ユニットのうち第一期の 5 ユ

ユニット分の敷設にかかる費用及び第二期の5ユニット分の敷設にかかる初期費用として150百万円、その後、第二プロジェクトとして50キロワット級の発電施設100ユニットの開発のための用地取得費用の一部及び準備費として40百万円、その間の同社の運転資金として10百万円を充当する予定であります。

なお、第一期工事5ユニットは平成25年8月の完工を計画しており、その後同年12月までを目標にこれを分譲販売し、資金の回収を行い、第一プロジェクトの残ユニットの敷設にかかる費用に充当する予定であります。完工後、分譲までの期間においては、売電収入を得ることもできます。また、分譲販売の実績による収益の獲得により、金融機関借入等による資金調達も可能になると考えます。従いまして、初期敷設10ユニットの早期の完工が、その後の計画の遂行のために極めて重要であることから、本新株予約権の行使により調達される資金は、本資金使途に優先して充当することといたします。

## ② シンワメディカルによる医療機関向け支援事業のための投資：250百万円

シンワメディカルは、当社の中期経営計画の一環として、医療機関向け支援事業を推進することを目的として平成25年4月24日に設立した当社の子会社であり、当社が70%を出資しております。

当該事業への進出にあたっては、当社顧客の職業別分類上、医療関係従事者の割合が相当程度あり、富裕層マーケティングとして当社がこれまで培ってまいりましたノウハウやデータの活用を見込むことができ、また、シンワメディカルが構築する医療機関向けサービスのネットワークは、新規顧客の既存のオークション事業への誘導という相乗効果が見込めることがあり、将来の当社グループ全体の顧客基盤と収益に大きく貢献するものと確信しております。

現在、シンワメディカルでは、医療機関の診療報酬債権の買い取りを行い、資金繰りを改善することを目的とした医療機関向けファクタリングの需要が相当程度見込める状況にあることから、既に診療報酬債権買い取りの具体的な折衝を開始しております。さらに、そのデューデリジェンスの過程で短期の運転資金不足で緊急財務支援を必要とするケースも見受けられることから、シンワメディカルの医療機関向け支援事業の第一弾として、収益に直結するという観点より、医療機関向けファクタリングのための資金として200百万円、医療機関向け緊急財務支援のための資金として50百万円を充当する予定であります。

なお、本資金使途に対しましては、本新株予約権の行使による調達資金の状況を見ながら可能な限り早期に資金を充当し、ファクタリング実施を進めてまいります。

## ③ 戦略的在庫商品確保のための資金：194百万円

前述の「2. 募集の目的及び理由【本新株予約権の発行の目的及び理由】」のとおり、当社は中期経営計画の中で「日本近代美術再生プロジェクト」と題し、日本の近代美術の再評価と価値付けを今まで以上に積極的に行っていくことを謳っておりますが、そのためには、当社がマーケットメーカーとして機能し、日本に大規模で安定的な美術市場のプラットフォームを構築する必要があります。具体的には、まず長期間にわたる国内経済の停滞によって、ピーク時の20分の1以下にまで縮小してしまった美術品取引市場を再び成長軌道に乗せる事が必要です。市場においては、高額作品の取引価格が再び上昇する事で、市場全体の相場を押し上げる効果があり、さらに市場参加者が増えるという好循環が生まれるものと思います。平成25年2月発売の美術雑誌「月刊美術3月号」（発売＝㈱実業の日本社）集計による平成24年1年間のオークション落札実績で、国内主要オークション8社中、当社は10,000千円以上落札数で28.7%、20,000千円以上落札数では41.4%を占め、国内において高額で質の高い作品を主力とするオークション会社として当社は美術品取引業界に認知されており、当社のオークションにおける実績が相場形成に極めて大きな影響を与えると考えます。即ち、当社が安定的な実績を上げることで市場全体の安定化と規模の拡大を実現する事が可能となります。この目標達成のためにも、当社のオークション事業そのものの収益力を強化し、圧倒的な資金力をもって日本近代美術市場を下支えしていくことが必要ですが、上記①②の新規事業の推進による収益力の強化と並行して、オークション事業そのものについても段階的な資本増強が必要となります。早期にマーケットメーカーとしての機能を確立するための施策として、現在のインフレ期待の状況に鑑みて、まずは、最も早い段階で価格の上昇が見られるであろう優良作品をいち早く確保する事を急務とし、横



山大観や岸田劉生等、いわゆる近代美術の巨匠といわれる作家の名品（マスターピース）クラスの作品を数点購入したいと考えておりますが、美術品という商品の性格上、定価があるものではなく、また同じ作品は二つと存在しません。報道等にもしばしば見られるとおり、希少な作品については億円単位で取引されることもあります。当然そのような作品を確保するためには相応の資金も必要となり、そのための取得資金として194百万円を充当する予定でおります。作品取得後は、通常の在庫商品の取得とは異なり、すぐに販売するのではなく、作品ごとに、販売時期、価格及び販売先に関して当社の理想とする最良の環境での販売を考えており、その環境が整うまでは当社で保有することを予定しておりますが、その保有期間につきましては、現時点では未定です。従いまして、長期保有を目的とした在庫商品との位置付けから、この度の資金調達による資金を充当したいと考えております。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ることで、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、当初の計画通り資金調達が進まないことが考えられます。その場合は、短期的なつなぎの資金調達等も視野に入れ、可能な限り計画通り事業を進めていく考えであります。

また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、上記事業計画の内容について変更する場合があります。その場合は、経費削減等による資金の確保、及び事業計画の見直しを行うとともに、時々の金利水準、資本コストの変動等を勘案しながら他の方法による資金調達で充当していく考えであります。

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金により、特に収益に直結しやすい新規事業を先行して手掛けていくことで、将来にわたる収益の源泉を確保しながら、中期的な財務上の課題の具体的解決を図り、また、当社の主たる事業であるオークション事業において、当社が日本の近代美術の再評価と価値付けに時間をかけて取り組んでいくことで、日本の美術品の経済的価値を支え、更にその向上を通じて当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

以上のことから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様利益にも資するものと考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都港区赤坂2-17-22 代表取締役 野口 真人）による評価書を参考に、第7回新株予約権の1個当たりの払込金額を14,900円（1株当たり298円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成25年5月29日）の金融商品取引所における普通取引の終値72,500円を参考として1株65,250円（ディスカウント率10.00%）に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、平成25年2月以降の当社普通株式の終値及び出来高が上昇している（平成25年1月以降の当社普通株式の月毎の終値平均及び月毎の1日当たりの出来高の平均は、平成25年1月31,913円・114株が、同年2月51,813円・909株、同年3月53,725円・1,511株、同年4月68,548円・2,029株となっております。）ことを勘案し、本新株予約権を行使しやすい環境を整えることで、資金調達のスピードと確実性を上げて、その資金を前述の各事業に投入し、早期に事業の拡大へつなげることが、

ステークホルダーにとっての最善の方法であると判断し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均 77,095 円に対する乖離率は $\Delta 15.36\%$ 、当該直前営業日までの3か月間の終値平均 66,282 円に対する乖離率は $\Delta 1.56\%$ 、当該直前営業日までの6か月間の終値平均 51,414 円に対する乖離率は $26.91\%$ となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するよりも、平成25年4月11日付「平成25年5月期第3四半期決算短信」及び同日付の「業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」において公表した直近の決算状況を反映して形成されている取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

さらに、この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、当社取締役会は、これらの事情を勘案の上、本新株予約権の発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にし、本新株予約権の発行条件を勘案した結果、本新株予約権の発行価額については、適正かつ妥当であり、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、有利発行には該当しないものと判断いたしました。また、当社監査役全員は、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより特に有利な金額には該当しないと取締役会の判断を相当とする旨の意見を述べております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は10,000株であり、平成25年5月30日現在の当社発行済株式総数59,069株に対し16.93%（平成25年5月30日現在の当社議決権個数50,471個に対しては19.81%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、現在のように厳しい経営環境の中でも中期経営計画を着実に実行していくにあたり、将来にわたる収益の源泉を早期に確保するためには、前述のとおり、まず、①エーパックによる再生可能エネルギー関連事業及び②シンワメディカルによる医療機関向け支援事業の新規事業開発の推進のための資金の確保が必要であり、同時に、当社の主たる事業であるオークション事業においては日本の近代美術の再評価と価値付けに一刻も早く着手する必要があるため、③日本の近代美術の再評価と価値の安定化のための戦略的在庫商品確保も並行して行っていく必要があり、そのための資金の確保が急務であります。これら3事業において継続的安定的に収益を計上する企業集団へとなるためには、当該規模の資金調達が必要であると考えております。

また、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定です。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり65,250円であります。これは平成24年5月期の1株当たり純資産25,126.54円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が強化され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成24年5月期1,393.79円、平成23年5月期2,389.34円、平成22年5月期△5,095.78円となっております。調達した資金を①エーペックによる高付加価値の不動産関連事業となる再生可能エネルギー関連事業資金、②シンワメディカルによる医療機関向け支援事業資金、③当社における日本の近代美術の再評価と価値の安定化のための戦略的在庫商品確保のための資金に充当し、当社の業績の拡大を図り、1株当たり当期純利益の向上を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
②	所 在 地	東京都港区赤坂二丁目 17 番 22 号		
③	代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦		
④	事 業 内 容	投資事業		
⑤	資 本 金	10 百万円		
⑥	設 立 年 月 日	平成 24 年 2 月 1 日 (注 1)		
⑦	発 行 済 株 式 数	200 株		
⑧	決 算 期	1 月 31 日		
⑨	従 業 員 数	3 人		
⑩	主 要 取 引 先	みずほ証券株式会社、株式会社 S B I 証券		
⑪	主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
⑫	大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
⑬	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成 23 年 1 月期 (注 2)	平成 24 年 1 月期 (注 2)	平成 25 年 1 月期
	純 資 産	2	13	96
	総 資 産	817	245	924
	1 株 当 たり 純 資 産 (円)	10,568	65,616	480,064
	売 上 高	2,532	724	2,766
	営 業 利 益	386	14	49
	経 常 利 益	386	14	58
	当 期 純 利 益	53	11	76
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	268,959	55,048	380,331
	1 株 当 たり 配 当 金 (円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※ 上記は、平成 25 年 5 月 10 日現在のものです。

※ 当社は、マイルストーン社から、同社の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー 東京都千代田区神田駿河台 3-2-1 代表取締役社長 荒川 一枝）に調査を依頼し、割当予定先であるマイルストーン社、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等には該当しないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提

出しています。

- (注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております。
2. 新設分割前のマイルストーン・アドバイザー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）の業績です。

## (2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の経営方針や事業内容、中期経営計画を理解いただき、尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成 25 年 5 月 30 日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成 21 年 2 月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業 21 社に対して、第三者割当による新株式及び新株予約権の引受けを行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達方法を選択した理由】」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、当社が当社の筆頭株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことをご表明頂いております。

## (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

## (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の入出金明細及び残高証明の帳票の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

具体的には、当社は、平成 24 年 2 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日に係るマイルストーン社の第 1 期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が 2,766 百万円、営業利益が 49 百万円、経常利益が 58 百万円、当期純利益が 76 百万円、純資産が 96 百万円、総資産が 924 百万円であることを確認し、また、当社はマイルストーン社の預金口座の入出金明細及び残高証明の帳票の写しを受領し、平成 25 年 5 月 9 日現在の預金残高が 585 百万円であることを確認いたしました。

なお、当社が確認したマイルストーン社の預金残高は、本新株予約権の発行及び行使にかかる払込総額 655 百万円には足りませんが、マイルストーン社においては、基本的に新株予約権の行使を行い、下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、その円滑な実施のために、当社代表取締役社長である倉田陽一郎及び当社の大株主である株式会社アセットマネジメントとの間で、平成 25 年 6 月 6 日から平成 27 年 6 月 16 日と本新株予約権の全部が行使された日より 14 日が経過する日のうちいずれか早い方の日までの期間において当社普通株式 4,168 株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。さらに、本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成 25 年 5 月 30 日）時点における当社発行済株式総数（59,069 株）の 10%（5,907 株）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されていることから、マイルストーン社は、その範囲内でしか本新株予約権の行使を行うことができず、これにより、一時に大量の資金が必要になることはありません。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行及び行使にかかる払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

#### （5）株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社代表取締役社長である倉田陽一郎との間で、平成 25 年 6 月 6 日から平成 27 年 6 月 16 日と本新株予約権の全部が行使された日より 14 日が経過する日のうちいずれか早い方の日までの期間において当社普通株式 1,268 株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

また、マイルストーン社は、当社の大株主である株式会社アセットマネジメントとの間で、平成 25 年 6 月 6 日から平成 27 年 6 月 16 日と本新株予約権の全部が行使された日より 14 日が経過する日のうちいずれか早い方の日までの期間において当社普通株式 2,900 株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内におけるつなぎ売りに限る旨合意しております。

#### （6）その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 25 年 5 月 30 日現在）	
JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社	8.51%
株式会社ジャパンヘルスサミット	5.56%
株式会社アセットマネジメント	4.91%
梶月啓左	4.05%
水谷大	3.89%
DIAM アセットマネジメント株式会社	3.39%
山村 昌康	3.26%
株式会社ヤング開発流通	2.90%
株式会社泰明画廊	2.44%
倉田 陽一郎	2.15%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

- 募集前の大株主及び持株比率は、平成 24 年 11 月 30 日現在の株主名簿及び平成 25 年 5 月 29 日までに当社が確認した大量保有報告書に基づき、当社にて想定した持株比率を記載しております。なお、上記のほか、自己株式が 8,598 株あります。
- 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成 25 年 6 月 17 日から平成 27 年 6 月 16 日までの発行後 2 年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
- 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

## 8. 今後の見通し

現在のところ、平成 25 年 4 月 11 日に発表いたしました平成 25 年 5 月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

### ○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第 2 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

## 9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績

	平成 22 年 5 月期	平成 23 年 5 月期	平成 24 年 5 月期
売上高	737,952 千円	1,213,080 千円	1,359,448 千円
営業利益	△259,431 千円	89,419 千円	45,092 千円
経常利益	△255,106 千円	85,057 千円	57,436 千円
当期純利益	△279,141 千円	131,208 千円	76,905 千円
1 株当たり当期純利益	△5,095.78 円	2,389.34 円	1,393.79 円
1 株当たり配当金	0.00 円	450 円	450 円
1 株当たり純資産	21,811.30 円	24,198.15 円	25,126.54 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年5月30日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	59,069 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	7,210 株	12.21%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-	-

(注)．上記潜在株式数は全てストック・オプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年5月期	平成23年5月期	平成24年5月期
始 値	27,400 円	24,480 円	42,800 円
高 値	38,800 円	84,300 円	47,350 円
安 値	18,000 円	18,000 円	27,400 円
終 値	26,980 円	42,500 円	30,450 円

② 最近6か月間の状況

	11月	12月	平成25年 1月	2月	3月	4月
始 値	24,400 円	24,020 円	28,200 円	36,900 円	49,950 円	53,800 円
高 値	27,300 円	29,200 円	37,000 円	69,500 円	66,200 円	89,000 円
安 値	21,210 円	23,700 円	27,860 円	36,700 円	46,350 円	45,000 円
終 値	24,000 円	27,700 円	36,900 円	49,950 円	53,700 円	79,000 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成25年5月29日
始 値	69,600 円
高 値	72,800 円
安 値	68,200 円
終 値	72,500 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。



## 10. 発行要項

### シンワアートオークション株式会社第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 シンワアートオークション株式会社第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,980,000 円
3. 申込期日 平成 25 年 6 月 17 日
4. 割当日及び払込期日 平成 25 年 6 月 17 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。

#### 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 10,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 50 株とする。）。但し、本項第 (2) 号及び第 (3) 号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第 (2) 号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、係る調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第 (2) 号及び第 (5) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 7. 本新株予約権の総数 200 個

#### 8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 14,900 円

#### 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、65,250 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

#### 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又は係る交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる

ものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成 25 年 6 月 17 日から平成 27 年 6 月 16 日（但し、平成 27 年 6 月 16 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権の行使によって取得することとなる株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の 10%を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 2 週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

#### 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、係る行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下、「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

シンワアートオークション株式会社 総務人事部

21. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 銀座通支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間のコミットメント条項付き第三者割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 14,900 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成 25 年 5 月 29 日）の金融商品取引所における当社普通株式の終値に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上